

委託仕様書

- 1 委託名称 市立望が丘小学校・中学校空調機フロンガス漏えい定期点検業務
- 2 委託場所 寝屋川市打上高塚町4番1号
- 3 対象校 市立望が丘小学校・中学校
- 4 委託期間 契約締結日～令和9年1月15日
- 5 委託内容

- (1) 対象設備機器各部の点検を行う。
- (2) 機器にフロン漏えい等異常が認められた場合は、早期に市へ報告し、対応について協議する。
- (3) 修理に係る費用の負担についてはその都度、協議する。

なお、漏えい箇所が概ね特定できる場合には、直接法により点検し、その費用は委託料に含むものとする。

- 6 点検対象機器及び数量

別紙1「対象機器一覧表」のとおり

- 7 点検内容

- (1) 室外機外観確認
- (2) 室外機空気熱交換器つまり点検
- (3) コンプレッサー冷媒漏れ点検
- (4) 冷媒配管漏れ点検
- (5) 室外機冷媒充填データの確認
- (6) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条第1項の規定に基づく「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」（以下「基準」）の定めによる、フロン類に係る定期点検（委託期間の3年目に1回実施）及び必要な記録の作成を行う。この定期点検は、基準の定める「十分な知見を有する者」が行う、又は、立ち会うこと。

※定期点検については、特記仕様書に基づき実施すること。

- 8 点検実施者

専門点検の方法について、十分な知見を要する者（※）

※十分な知見を要する者については、別紙2「十分な知見を要する者につい

て 1. 定期点検について」を参照。

9 提出書類

(1) 点検を実施する主任技術者届及び経歴書

(2) 作業報告書（点検チェックリスト）

ア 様式は受注者が作成し、発注者が許可した様式で行うこと。

イ 委託業務が完了したときは、所定の完了届及び点検記録簿を速やかに提出すること。

ウ 作業写真及び作業報告書を提出すること。

10 安全管理

児童及び生徒、職員等の安全確保には十分留意すること。

11 委託料の支払方法

定期点検業務完了時の1回払いとする。

12 注意事項

(1) 定期点検を行うことが可能である証明書類(冷媒フロン類取扱技術者証等)を提出すること。

(2) 業務に必要な機材等の費用は、すべて受注者の負担とする。(但し、業務の実施に必要な電気・ガス・水道等の光熱水費は発注者の負担とする。)

(3) 点検実施日程については、望が丘小中学校と調整し、学校運営の支障にならないよう配慮すること。

(4) 定期点検後に望が丘小中学校の立会の下で稼働させ、作動確認すること。

(5) 業務遂行中、望が丘小中学校に対し損害を与えた場合は、損害賠償の責を負うこと。(ただし、建物設備の不完全による事故については、この限りではない。)

(6) 万が一、点検が原因で機器の動作に不具合が生じた場合、その不具合に対し無償で対応すること。

13 再委託等の禁止

受注者は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。

ただし、再委託ガイドラインを遵守し、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

14 その他

- (1) 作業日程及び本仕様書に記載のない事項については、発注者と受注者、双方協議の上決定するものとする。
- (2) 委託期間終了の際は、その後の点検業務に必要な引継ぎ書を作成すること。